

離婚届の書き方と注意

黒インク又はボールペンで書いてください

1. お持ちいただくもの

- 離婚届書および添付書類。
- 届出人（夫と妻）の印鑑。
- 本人確認ができるもの。（運転免許証・パスポートなど）

2. 届書の枚数と添付書類

- 離婚届書 1枚
- 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 1通
ただし、届出地に本籍がある場合は必要ありません。
- 裁判離婚の場合
 - (1) 調停離婚の場合→調停調書の謄本
 - (2) 審判離婚の場合→審判書の謄本と確定証明書
 - (3) 和解離婚の場合→和解調書の謄本
 - (4) 認諾離婚の場合→認諾調書の謄本
 - (5) 判決離婚の場合→判決書の謄本と確定証明書

3. 届出人

- 協議離婚の場合は夫と妻になります。
- 裁判離婚の場合は調停もしくは裁判の申立人又は訴提起者となります。

お問い合わせは

滋賀県犬上郡多賀町役場
 税務住民課戸籍・住基係
 滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地
 〒522-0341 TEL (0749) 48-8114(直)

離婚届

平成〇年〇月〇日出

〇〇市(町・村)長 殿

(1) 氏名	夫 甲野太郎	妻 甲野花子
生年月日	昭和45年5月10日	昭和48年4月20日
住所 (住民登録をしているところ) (よみかた)	〇〇県〇〇市富士見 4丁目2番1号 このたろう	〇〇県〇〇市朝日町 1丁目2番3号 このはなこ
世帯主の氏名	甲野太郎	甲野花子
(2) 本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	〇〇県〇〇市富士見 4丁目2番	
筆頭者の氏名	甲野太郎	
父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母は「その他」欄に書いてください)	夫の父 甲野一郎 続柄 長男 母 良子	妻の父 乙川和夫 続柄 二女 母 恵子
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 〇〇県〇〇市大字柳町125番地 筆頭者 乙川花子	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 妻が親権を行う子 甲野健一	
(6) 同居の期間	平成7年3月から平成19年9月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	〇〇県〇〇市富士見 4丁目2番1号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫婦の職業	(国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
(10) その他		
届出人署名押印	夫 甲野太郎 (甲野)	妻 甲野花子 (甲野)
事件簿番号	連絡先 電話 () 自宅・勤務先 [] (携帯)	

現在の住民登録をしている住所を書いてください。住所を変更するときは住民異動届の手続きが必要です。

婚姻中の本籍を書いてください。

夫と妻のそれぞれの「実父母」の氏名を書きますが父母が婚姻中のときは母の氏は書かないで名だけ書いてください。夫が養子のとき、妻が養女のときは養父母の氏名は「その他」欄に書いてください。

婚姻のとき氏が変わった人は、次の中から選んで書いてください。

- (1) 婚姻前の氏を名乗り、婚姻前の戸籍にもどる
 - (2) 婚姻前の氏を名乗り、自分で新しい戸籍を作る
 - (3) 婚姻中の氏を名乗り、自分の新しい戸籍を作る
- この場合は記入しないでください。離婚届とは別の届書「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。届け出期間は離婚の日から3ヵ月以内です。

夫婦の間に未成年(20歳未満)の子がいる場合は親権者をどちらか一方に決めてから書いてください。

国勢調査の年のみ記入してください。

婚姻中の氏名で各自署名し、別々の印鑑を押してください。(協議離婚のとき) 裁判離婚の場合は申立人又は訴提起者が署名し、印鑑を押してください。

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

証人	署名印	山川菊夫 (山川)	丙山良雄 (丙山)
生年月日		昭和25年5月5日	昭和30年6月10日
住所		〇〇県〇〇市諏訪 3丁目15番1号	〇〇県〇〇市中山 123番1号
本籍		〇〇県〇〇市清水町 1054番	〇〇県〇〇郡〇〇町 中川2丁目5番

離婚の事実を知っている成年者(20歳以上)の署名押印が必要です。印鑑は各自別々のものを使用してください。協議離婚の時だけ必要です。